「

				佐世保大塔
			佐世保みなと	4.9
		佐世保中央	—	7.8
	相浦中里	5.0	—	12.8
佐々	4.1	9.1	—	16.9

」に改める。

３．［１］⑵の次に次のとおり加える。

⑶　休日割引における適用除外日

１．［２］⑵⑥ハ㈠における「西日本高速道路株式会社が別に定める日」は、令和７年４月26日から令和７年５月６日、令和７年７月19日から令和７年７月21日、令和７年８月９日から令和７年８月17日、令和７年９月13日から令和７年９月23日、令和７年10月11日から令和７年10月13日、令和７年11月１日から令和７年11月３日、令和７年11月22日から令和７年11月24日、令和７年12月27日から令和８年１月12日、令和８年２月21日から令和８年２月23日及び令和８年３月20日から令和８年３月22日までの間の休日とする。

３．［５］に掲げる表に次のとおり加える。

中国縦貫自動車道 宝塚インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 ひょうご東条インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 加西インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
九州縦貫自動車道鹿児島線 横川インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
九州縦貫自動車道宮崎線 小林インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
九州横断自動車道長崎大分線 嬉野インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
東九州自動車道 豊前インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
東九州自動車道 津久見インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
八代日奈久道路 八代南インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 山崎インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月18日から料金の徴収期間が満了する日まで
油小路線 上鳥羽インターチェンジの入口	令和８年３月18日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 美作インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
山陽自動車道吹田山口線 加古川北インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
山陽自動車道吹田山口線 赤穂インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
山陽自動車道吹田山口線 鴨方インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
山陽自動車道吹田山口線 熊毛インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
山陽自動車道宇部下関線 埴生インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
関西国際空港線 上之郷インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
広島岩国道路 大野インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道松原那智勝浦線 阪南インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月25日から料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道松原那智勝浦線 海南東インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月25日から料金の徴収期間が満了する日まで
京滋バイパス 宇治西インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月25日から料金の徴収期間が満了する日まで
湯浅御坊道路 川辺インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月26日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 北房インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 東城インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 高田インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 六日市インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国横断自動車道岡山米子線 溝口インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで
四国横断自動車道阿南四万十線 津田寒川インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで
四国横断自動車道阿南四万十線 大豊インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで